

年 月分

氏名	1男 2女	1明 2大 3昭 4平 5令	生
----	-------	----------------	---

【留意事項】

療養病棟に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票 評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。項目3については、重複して該当している処置等に係る医療区分2のそれぞれの項目にも「○」を記入すること。また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

I 算定期間に限りがある区分

処置等に係る医療区分3	期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1 24時間持続しての点滴	7																															
2 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日以内に実施するものに限る。)	30																															
3 処置等に係る医療区分2のうち、(1)感染症の治療に係る処置のいずれか及び(2)創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置のいずれかの双方に該当するもの(期間に限りがある区分についてはその期間内のみ該当するものとみなす)	項目による																															

疾患・状態に係る医療区分2	期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	7																															

処置等に係る医療区分2	期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
5 尿路感染症に対する治療	14	(1)																														
6 傷病等によりリハビリテーション	30																															
7 81(脱水に対する治療)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	7	(1)																														
8 82(頻回の嘔吐に対する治療)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	3	(1)																														
9 せん妄に対する治療	7																															
10 84(経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養)、かつ、82(頻回の嘔吐に対する治療)又は83(発熱がある状態)の場合	7	(1)																														
11 頻回の血糖検査	3																															

II 算定期間に限りがない区分

疾患・状態に係る医療区分3	☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
12 スモン																																
13 注1を参照																																
14 86(医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態)に該当、かつ、1～46(14を除く。)に1項目以上該当する場合																																
15 区分番号A212に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態(十五歳未満の小児患者に限る。)																																

処置等に係る医療区分3	期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
16 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者を対象とする場合)																																
17 人工呼吸器の使用																																
18 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄																																
19 85(気管切開又は気管内挿管)、かつ、83(発熱がある状態)の場合																																
20 酸素療法(密度の高い治療を要する状態に限る。)																																
21 感染症の治療の必要性から隔離室での管理																																

疾患・状態に係る医療区分2	☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
22 筋ジストロフィー																																
23 多発性硬化症																																
24 筋萎縮性側索硬化症																																
25 パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態)																																
26 その他の指定難病等(12及び22～25までを除く。)																																
27 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。)																																
28 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。)																																
29 注2を参照																																
30 基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者																																

処置等に係る医療区分2	☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
31 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。)																																
32 末期呼吸器疾患																																
33 末期心不全																																
34 末期腎不全																																
35 他者に対する暴行が毎日認められる場合																																
36 区分番号A212に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する準超重症の状態(十五歳未満の小児患者に限る。)																																
47 86(医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態)に該当、かつ、1～46(14を除く。)に該当しない場合																																

処置等に係る医療区分2	☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
37 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性肺炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日を超えて実施するものに限る。)	(2)																															
38 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法	(2)																															

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

[illegible]

注1

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者

イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等（脊髄損傷、筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）、ハンチントン病、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリープ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）、亜急性硬化性全脳炎、脳性麻痺）の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者（仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。）

注2

ア 平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者

イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等（脊髄損傷、筋ジストロフィー症、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）、ハンチントン病、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病、致死性家族性不眠症）、亜急性硬化性全脳炎、脳性麻痺）の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者（仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。）（別表第五の二の患者は除く。）

ウ 平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)等、重度の障害者(脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、

褥瘡の状態の評価

【留意事項】 ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点（深さの点数は加えない）を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

[illegible]